

変更

(配布日：3月24日)

付議案件（予定）

(変更前) (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画
の決定について（京都市決定）（鞍馬二ノ瀬町地区地区計画）

(変更後) 削除

※ 地域の合意形成を図りながら進めてきたものの、区域内の地権者の
方から明確な反対の意向が示されたため、このまま審議会に付議すべ
きではないと京都市が判断したもの。

(報道発表資料)

令和7年3月6日

京都市都市計画局

（担当 都市企画部都市計画課）

電話 075-222-3505

第83回京都市都市計画審議会の開催

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第83回京都市都市計画審議会を開催します。

1 日 時

令和7年3月28日（金） 午後2時～

2 開催場所

ANAクラウンプラザホテル 平安の間

（〒604-0055 京都市中京区堀川通二条下る土橋町10番地）

3 付議案件（予定）

~~(1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定について（京都市決定）（鞍馬二ノ瀬町地区地区計画）~~

(1)(2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更について（京都市決定）（大原戸寺町地区地区計画）

(2)(3) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更について（京都市決定）（向島国道1号周辺地区地区計画）

4 会議の傍聴

(1) 傍聴定員

15人

(2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時30分から午後1時45分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

- ・ ペーパーレス化の推進による環境負荷の軽減を図るため、本審議会当日の紙資料の配布は行いません。会場内のスクリーンに説明資料を投影いたしますが、傍聴に当たり、お手元で説明資料及び図面等を御覧になれる場合は、3月28日（金）に当課ホームページ（下記 URL・二次元コード参照）に審議会資料を掲載しますので、
◇ お持ちのタブレット、パソコン、携帯端末等に保存のうえ、持参いただくか
◇ 事前に掲載した当課ホームページ資料を印刷して持参いただくか
の対応をお願いいたします。

なお、会場から当課ホームページ掲載の資料を閲覧される場合には、ホテルの無線 LAN を御利用いただくか、御自身で通信環境を御用意していただくようお願いします。

【資料掲載 URL】

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_annai/tokei/0000337379.html

【二次元コード】



- ・ 別途、記者席を設けます。録画及び録音については、京都市都市計画審議会傍聴規程第6条第2項に基づき、報道機関の方のみ、会議冒頭（事務局による付議案件(1)の説明が終わるまで）に限り可能です。

なお、録画撮影を希望される場合、会場設営の都合上、3月27日（木）午後4時までに御連絡ください。

- ・ 当日の審議会中に、京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでないとする場合は、非公開となる場合があります。

5 会場周辺図



地下鉄東西線二条城前駅 2番出口から
北へ徒歩約1分

※ 公共交通機関を御利用のうえ、お越し
ください。

(参考：付議案件について)

~~1—地区計画の決定について（鞍馬二ノ瀬町地区地区計画）—~~

~~四季折々の風景を満喫することができる自然豊かな山間集落でありながら、公共交通機関による市内中心部へのアクセスにも優れた当地区において地区計画を策定することにより、豊かな自然環境と調和し、安心して住み続けられる良好な住環境を維持しながら、定住・移住の促進と地域コミュニティの維持・継承を図るものです。~~

1-2 地区計画の変更について（大原戸寺町地区地区計画）

豊かな自然環境に包まれ、大原地域の南の玄関口に位置し、古来より京と若狭地方を結ぶ旧若狭街道に多くの人々が往来することで、独自の文化が継承されている当地区の地区計画を変更することにより、豊かな自然環境と調和する風情ある集落環境の保全・形成を図るとともに、地区が抱える「少子高齢化・過疎化」による人口減少の課題に対し、医療福祉の需要に対応した施設の充実を図り、生涯安心して住み続けることができる住環境を整えることで、地域コミュニティの維持・増進や、まちづくりの活性化を図るものです。

2-3 地区計画の変更について（向島国道1号周辺地区地区計画）

充実した交通インフラに近接し、市内最大の産業集積エリア「らくなん進都」へのアクセスにも優れる本地区において、新たな事業に関する土地利用の調整がなされたことから、農地など周辺環境や営農環境との調和を図りつつ、産業分野において地域経済を牽引する事業の用に供する施設をより一層誘導し、新たな雇用の創出や域内経済の好循環をさらに図るため、地区計画を変更するものです。